「永住者の配偶者」

提出資料

1 在留期間更新許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 通	
*地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。	
2 戸籍謄本、健康保険証等申請人に係る婚姻が継続していることを証明する文書・・・・・・1通	
3 配偶者(永住者)の住民税の納税証明書(1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。)・・・・・・1通	
* ただし、納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、課税証明書及び納税証明書の提出をしていただきます。	
* 配偶者(永住者)が申請人の扶養を受けている場合等3を提出できないときは,申請人の住民税の納税証明書(1年間の総収入,課税額及び納税額が記載されたもの)を提出して下さい。	
4 配偶者(永住者)の <u>身元保証書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1</u> 通	
*身元保証人には,日本に居住する配偶者(永住者)の方になっていただきます。	
5 配偶者(永住者)の世帯全員の記載のある登録原票記載事項証明書・・・・・・・・・1通	
6 旅券・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
7 外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
* 申請人本人が申請する際に必要となります。	
8 その他	
①身元保証人の印鑑(上記4には、押印していただく欄がありますので、印鑑をお持ち下さい(提出前に押印していただいた場合は結構です)。)	
②身分を証する文書等	
*代理人、申請取次者若しくは法定代理人が申請を提出する場合において申請を提出することができる方かどうかを確認させていただくために必要となるものです。	

* 申請人とは、引き続き日本での在留を希望している外国人の方のことです。

* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。

留 意 事 項

- 1 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文(日本語)を添付して下さい。
- 2 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。